

学校法人大妻学院キャラクターに関する規程

平成 21 年 2 月 19 日
制 定

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人大妻学院（以下「本学院」という。）のキャラクターに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(キャラクター)

- 第 2 条 本学院のキャラクターは、別図第 1 のとおりとし、名称は「おーたん」とする。
- 2 キャラクターは変形して使用することができる。別図第 2 に定める変形例は、これをキャラクターと同様に取り扱うものとする。
 - 3 別図第 2 に示した例以外の変形を行い使用する場合は、別に定めるキャラクター変形使用許可願を総務センター総務グループに提出し、事務局長の許可を受けなければならない。ただし、本学院の学生は学生支援担当部署、生徒は教員を通して中高事務室へ提出し、学生支援担当部署及び中高事務室は、提出されたキャラクター変形使用許可願を総務センター総務グループへ回付するものとする。
 - 4 キャラクターをカラーで表現する際は別図第 3 の指定色を使用する。

(使用)

- 第 3 条 キャラクターは、役員、教職員、学生及び生徒の公認団体（以下「本学院関係者」という。）が行う広報活動のほか、本学院の各種活動の配布物、出版物等に使用することができる。
- 2 キャラクターを使用する場合は、本学院の品位と尊厳を損なわないように配慮するものとする。

(使用許可)

- 第 4 条 本学院関係者以外の者（以下「学外者」という。）がキャラクターの使用を希望する場合は、内容に応じて学内における受付担当部署を決め、その部署から別に定めるキャラクター使用許可願を総務センター総務グループに提出し、事務局長の許可を受けなければならない。ただし、本学院からの発注による製作物等に使用する場合はこの限りではない。
- 2 前項本文における学外者の使用についての決裁が下りたら、受付担当部署はその決裁内容を当該学外者へ通知し、決裁結果が使用許可の場合はキャラクターのデータを渡すとともに第 3 条第 2 項を遵守させるものとする。
 - 3 本学院関係者が使用する場合であっても製作物を販売することにより、利益が発生する場合は使用許可を得なければならない。
 - 4 事務局長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、キャラクターの使用を許可しないものとする。
 - (1) 本学院の名誉が傷つけられ、又は傷つけられるおそれがあるとき
 - (2) 私的利益を得ることのみを目的とした商品等の作成に用いる場合
 - (3) その他キャラクターの使用が適当と認められないと事務局長が判断したとき

(使用停止)

第 5 条 事務局長は、第 4 条第 4 項各号のいずれかに該当すると認めるとき又は使用許

可の内容と異なると認めるときは、キャラクターの使用許可を取消し、又は使用を停止させることができる。

(庶務)

第6条 この規程に定めるキャラクターに関する取扱事務は、総務センター総務グループにおいて処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めのない事項は別に定める。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、常任理事会の議を経て理事長が行うこととする。

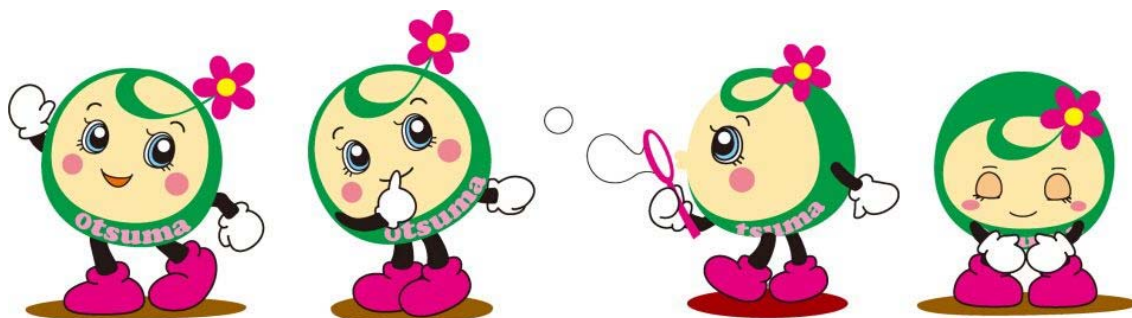
附 則

この規程は平成21年2月19日から施行する。

附 則

この規程は平成24年3月6日から施行し、平成24年4月1日から適用する。





おーたん

静かおーたん

シャボンおーたん

おねがいおーたん



おーたん喜

おーたん怒

おーたん哀

びっくりおーたん



おやすみおーたん



おーたん待受



おーたん旗



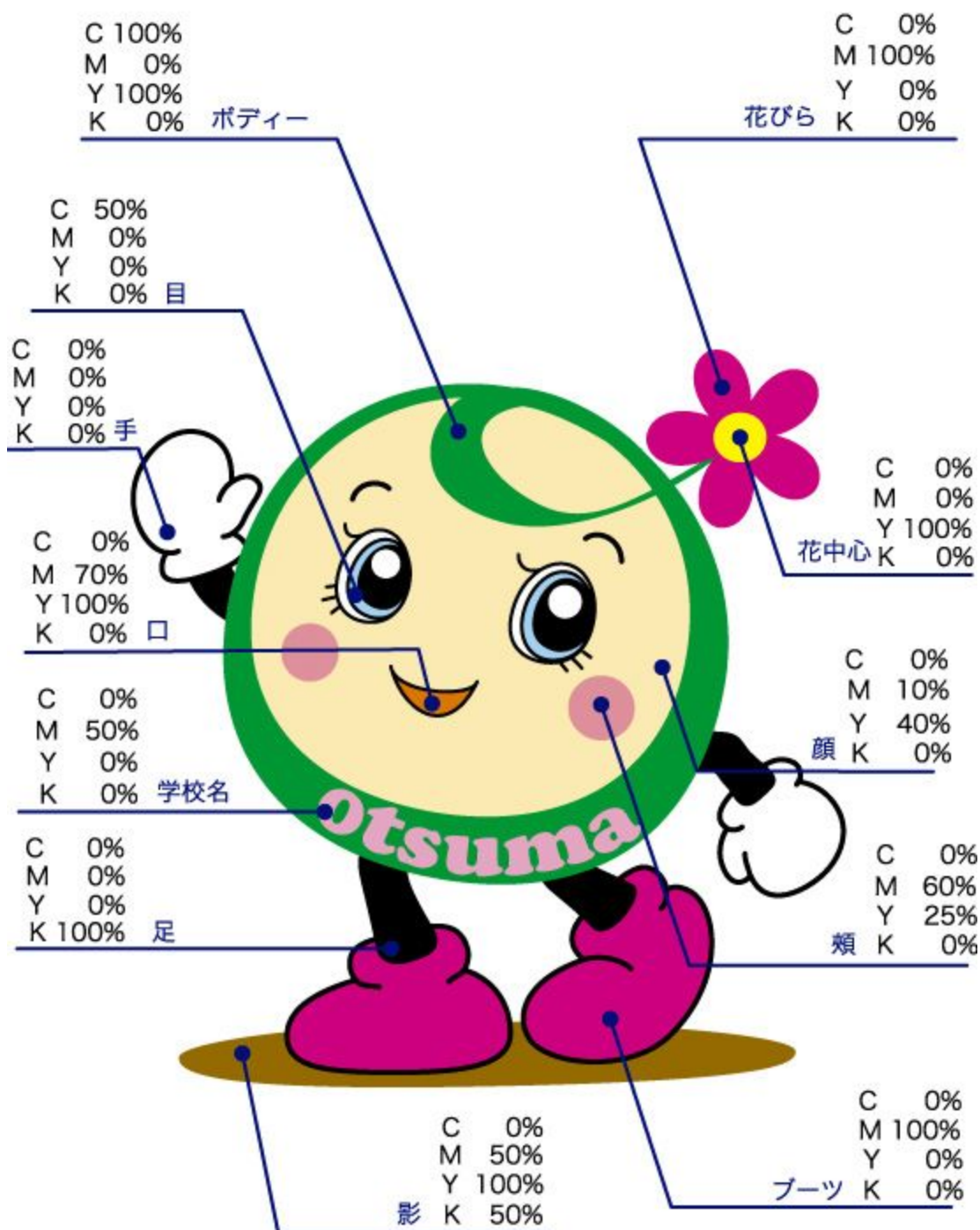
悩みおーたん

困りおーたん

通学おーたん

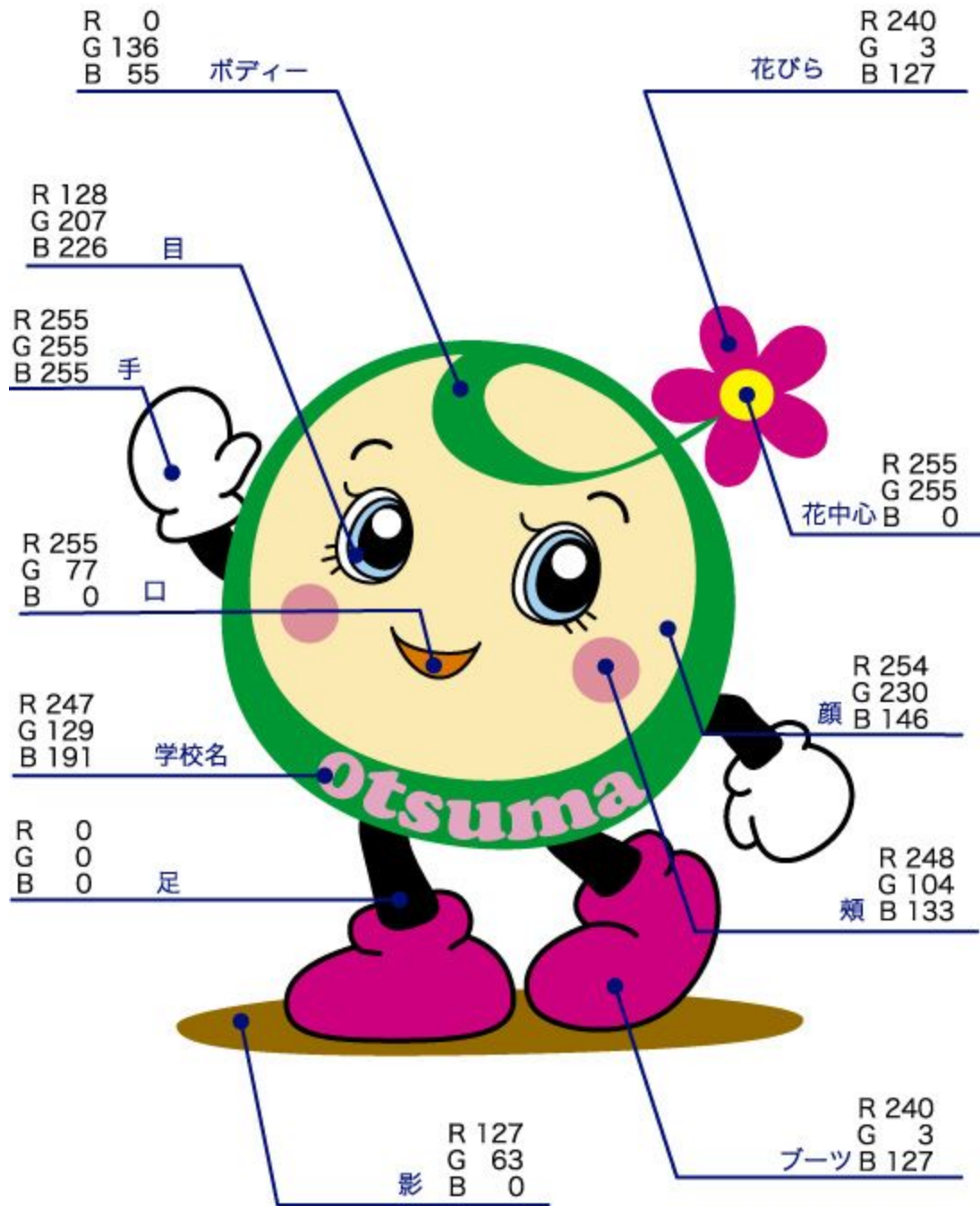
※名称はキャラクターには含まれません

おーたんカラー表 (CMYK)



※ライン等は K100%

おーたんカラー表 (RGB)



※ライン等 R 0
G 0
B 0